

核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議
（4月24日～5月19日 於ニューヨーク）

平成12年4月28日
軍備管理軍縮課

1. 核兵器不拡散条約（NPT）

（1）目的及び内容：

- 国際の平和と安全を維持するために、5「核兵器国」（米、露、英、仏、中）以外の国への核兵器の拡散を防止する（67年1月1日以前に核実験を実施した国のみを「核兵器国」と認める）。
- 5「核兵器国」については核軍縮交渉義務を定めている。また、原子力の平和利用を締約国の奪い得ない権利と規定。

（2）署名開放：1968年7月1日

発 効：1970年3月5日

（我が国は1970年2月署名、1976年6月批准）

（3）締約国：187か国（2000年4月現在）

（未締約国はインド、パキスタン、イスラエル、キューバ）

（4）構成：条文全11条より構成

主な規定

- ・核兵器国の核不拡散義務（第1条）
- ・非核兵器国の核不拡散義務（第2条）
- ・非核兵器国によるIAEAの保障措置受諾義務（第3条）
- ・締約国の原子力平和利用の権利（第4条）
- ・締約国による核軍縮交渉義務（第6条）
- ・条約の運用を検討する5年毎の運用検討会議の開催（第8条）
- ・無期限延長か否かを決定する会議の開催
（効力発生の25年後）（第10条）

2. 95年運用検討・延長会議（前回）

- （1）条約発効後25年目にあたる95年に、第10条の規定により、条約を無期限に延長するか、期限付きで延長するかを決定する運用検討

・延長会議が開催され、条約の無期限延長が決定された。

（95年4月17日～5月12日、於：NY）

(2) 採択文書：全て全会一致採択

- (イ) 「NPT延長についての決定」→無期限延長決定
- (ロ) 「条約の運用検討プロセスの強化に関する決定」^(*)
- (ハ) 「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」^(**)
- (ニ) 「中東に関する決議」

(3) 意義：

NPTの「無期限延長」の決定と、「原則と目標」等は、いわば取引合意。これらの合意は、NPTの基盤を強化し安定させることに繋がるとともに、世界の核不拡散・核軍縮の方向性を定めたものであり、国際社会の安全保障体制の基礎と位置づけられる。

(*) 条約の運用検討プロセス強化に関する決定

- ・運用検討会議を今後5年ごとに開催
- ・1997年より、毎年1回、計3回準備委員会会合を開催。
- ・準備委員会会合は、条約の完全な実施、普遍性を促進するための原則・目標・方法を検討し、運用検討会議に対し勧告を行う。

(**) 核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定（主な項目）

(1) 普遍性

- ・NPT未締約国に対し、できる限り早期に条約に加入するよう要請。

(2) 不拡散

- ・核兵器その他の核爆発装置の拡散を防止するため、締約国による原子力の平和利用を阻害しないようにしつつ、あらゆる面での条約の実施に努力すべし。

(3) 核軍縮

- ・1996年までのCTBT交渉完了。その間の核実験抑制。
- ・カットオフ条約交渉の即時開始と早期締結。
- ・核兵器国による究極的廃絶を目標とした核軍縮努力。

3. 核軍縮・不拡散を巡る現在の状況

98年5月のインド・パキスタンの核実験に加え、弾道ミサイルの拡散が進んでいる。また、包括的核実験禁止条約（CTBT）は96年に採択、署名開放されたが、未だ発効の見通しが立っておらず^(*)、ジュネーブ軍縮会議（CD）においては、兵器用核分裂性物質の生産を停止するためのカットオフ条約交渉が依然として開始されていない^(**)等、状況は厳しい。

- (*) C T B T 発効要件国 44ヶ国のうち、28ヶ国が批准（2000年3月現在）。
残りの16ヶ国には米、露、中の核兵器国、未署名のインド、パキスタン、北朝鮮が含まれている。なお、米上院は昨年10月に批准否決。
- (**) 95年3月、CDにおいて、カットオフ条約に関する特別委員会の設置が決定されたが、その後、交渉国間の意見が対立。98年8月、同委員会の設置が再び決定されたが、未だ実現していない。

4. 2000年運用検討会議の意義

95年のNPT運用検討・延長会議において無期限延長が決定されてから最初の運用検討会議。核軍縮・不拡散を巡る厳しい状況下で開かれるが、今後のNPTの規範力への信頼性を堅持・強化するため、その成功が強く望まれる。

5. 今次会議の論点

- (1) 95年無期限延長の際に合意された、「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」がどの程度達成されたかについての評価。
- (2) 上記の95年の「原則と目標」は維持しつつも、右に加え、将来に向けての「追加的目標」を示し得るか。
- (3) 中東問題
中東に非大量破壊兵器地帯を設置すべく措置を取るとの95年の合意を如何に取り扱うか。
- (4) 南アジア問題
インド・パキスタンによる核開発は国際的核不拡散体制と相容れない。同体制の堅持・強化の観点から、この問題も取り上げられるべき。

6. 我が国の方針

会議の「失敗」は避けたい。会議が「成功」するためには、将来の核軍縮・不拡散に関する具体的道筋をつけ、国際社会が多少なりとも明るい見通しを持つことが重要であり、そのために、将来に向けての「追加的目標」が全会一致で採択されることを目指す。これに向けて、対立する各国・グループ間の調整努力を行う。

8項目提案

- (1) CTBT 早期発効及び発効までの核実験モラトリアム。
- (2) FMCT即時開始。望ましくは2003年まで、遅くとも2005年までの交渉終了。FMCT発効までの兵器用核分裂性物質生産モラトリアム。
- (3) START II の早期発効及びその完全な実施。START III 交渉の早期開始及び終了。START III を超えたプロセスの継続。
- (4) 核兵器国による一方的核削減のための更なる努力。適当な時点における核兵器国による核軍縮交渉の開始。
- (5) 核軍縮・不拡散についての可能な措置に関するジュネーブ軍縮会議における多数国間の議論。
- (6) 中央アジア非核地帯条約交渉の早期終了。
- (7) IAEA追加議定書の普遍化。保証措置の効果の強化及び効率性の改善のための統合保障措置の早期創設。
- (8) 余剰兵器用核分裂性物質処分。核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に、余剰兵器用及び民生用核分裂性物質を置くこと。